

■養成所ニュースプラス第 28 号 2025

こども家庭庁は、毎年 11 月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行い児童虐待防止に向けた啓発活動に取り組んでいます。今年 3 月に公表された「令和 5 年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の結果」では、2023（令和 5）年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、対前年比 5 % 増の 225,000 件を超え、心理的虐待が約 6 割を占めました。キャンペーンでは「『かも』でもいいんです。気になったら 189 に電話しよう」と防止のための通報を呼び掛けています。

Plus Quiz は「権利擁護を支える法制度」から、「成年後見制度」についての問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、併せて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【33 回問題 81】次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 成年後見人に対する本人の居所指定権
2. 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
3. 保佐人に対する本人の営業許可権
4. 補助人に対する本人の代理権
5. 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

正答と解説は最後に記載しております。

■Yoseijo Info

・(36 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（金）にレターパックライトにて発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

支給申請書類一式は、11 月 4 日（火）に普通郵便にて発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609601&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609602&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609603&c=3246&d=99c7>

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609604&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの中でも後輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609605&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609606&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1609607&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「権利擁護を支える法制度」では、出題基準の中項目「憲法」「民法」「行政法」からいずれかが出題されてきました。

「成年後見の概要」はほぼ毎年出題され、「日常生活自立支援事業」も頻出です。37 回では、6 問中 3 問が事例問題で、基礎的な知識をもって判断する力が試されました。

成年後見制度は、民法が根拠法令にあたり法務省が所管します。認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人を保護し支援するために、成年後見人等が生活、療養看護、財産に関する事務を民法の範囲で本人の代わりに行います。成年後見制度は、本人の意思により代理権を行使する委任代理ではなく、法律の規定により代理権を行使する法定代理にあたることも押さえておきましょう。

今回の成年後見人等に付与し得る権限は、権限付与の申立てにおける本人同意や取消権とともに理解することが求められます。テキストの 195・197 ページのように後見・補佐・補助の比較表が各受験参考書にも掲載されていますので、知識の整理に活用してください。

1. ×居所指定権は、民法 822 条で「子は、親権を行うものが指定した場所にその居所を定めなければならない」と定められています。未成年後見人は居所指定権を有しますが、成年後見人等に関しての規定はありません。

2. ×民法における懲戒権は、以前は親権のひとつとして規定されていましたが、2022（令和 4）年の民法改正、児童福祉法改正により懲戒権は削除され、子どもの人格が尊重される新たな規定が設けられました。成年後見人等には懲戒権の規定はありません。

3. ×営業許可権は、特定の業種や業態において法律や行政の規制に基づいて営業を行うために必要な許可を指します。民法第 823 条に「子は、親権を行うものの許可を得なければ、職業を営むことができない」という「職業の許可」の規定がありますが、いずれにしても、保佐人は営業許可権にはかかりません。

4. ○民法第 876 条の 9 に基づく代理権の付与の申立てを受け、家庭裁判所が特定の法律行為に対し代理権付与の審判をした場合、補助人はその審判で定められた法律行為を被補助人に代わって行うことができます。

5. ×任意後見人には本人の行為に対する同意権や取消権はなく、代理権のみが付与されます。任意後見監督人は任意後見人の監督等を職務とします。任意後見人同様、同意権や取消権はありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus